ハイム学芸に関する取扱要項の一部改正について

改正理由:宿舎使用料の金額表記の基準を統一するため、所要の改正を行うものである。

改正	現行
〔省略〕	〔省略〕
(使用料等) 第4条 宿舎使用料及び駐車場使用料の月額は、次に定めるとおりとする。 (1) 宿舎使用料 36,000円 (215号室は、72,000円) (2) 駐車場使用料 9,524円 (税抜金額とし、請求金額は消費税額及び地方消費税額を加算した額とする。)	(使用料等) 第4条 宿舎使用料及び駐車場使用料の月額は、次に定めるとおりとする。 (1) 宿舎使用料 36,000円(215号室は、72,000円) (2) 駐車場使用料 10,476円
〔省略〕	〔省略〕
<u>附</u> 則 この規程は,令和2年4月1日から施行する。	